



主催大会等実施に係る感染症防止ガイドライン



第3版：令和3年3月 改訂

【初版：令和2年7月 第2版：令和2年8月改訂】

神奈川県高等学校体育連盟

今回お渡しするガイドラインには、テニスの競技特性による感染防止策として、『JTA 公式テニストーナメント開催ガイドライン』の一部（p.5 斜体部分）を加えてあります。

1 はじめに

本ガイドラインは、（公財）日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき、神奈川県教育委員会保健体育課の指導の下、神奈川県高等学校体育連盟が実施する主催大会・各種事業等を開催するにあたっての基準や、感染予防のための留意点、生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応等をまとめたものです。作成にあたっては専門家（医療関係者）にもご意見をいただいております。

各専門部においては、本ガイドラインや中央競技団体等が作成する各競技別のガイドライン等に従って感染防止対策を徹底し、安全な大会運営に取り組むようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、新たな感染症対策の情報や、神奈川県の感染状況等により、適宜見直しを行うこととします。

今回は、2回目の緊急事態宣言発出に伴う改訂であり、これまでの感染状況を踏まえ更なる感染防止に取り組むためのものです。

2 県高体連主催事業開催に当たっての基本的な考え方

神奈川県のイベント開催や教育活動の方針に従うとともに、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、次の条件を満たしていることを開催の条件とします。

- ①学校の教育活動が行われていること
- ②部活動が再開され、安全確保の観点から4週間程度の練習期間を設けていること
- ③各種目ごとに実施方法（試合形式・入場生徒制限等）を工夫し最大限感染リスクを下げること
- ④参加する生徒や保護者に基本的な考え方やリスクを周知し、理解を得ること
- ⑤大会参加については生徒や保護者の意向を尊重すること
- ⑥感染リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期すること
- ⑦本県が緊急事態宣言等の対象となった場合は、その内容を総合的に判断し、中止又は延期の検討を行うこと

3 大会開催時の感染防止策について

この内容は、あくまで包括的な事項であり、各大会や種目の特性等を勘案して、適宜、感染拡大防止のための必要な取組を盛り込むこととします。

（1）全般的な事項

【会場運営役員及び専門部】

- ①感染防止のため各専門部が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（大会の受付場所等）に掲示すること
- ②次の事項に該当する場合は、参加させないこと（大会当日に書面にて確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛等風邪の症状がある場合）
 - 同居家族等に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ③感染症拡大防止の対策を徹底する(例:こまめな手洗い及び手指消毒ができる環境を整備する、定期的な共用場所の消毒及び共用物の消毒を実施する、他の参加者や役員との距離(できるだけ2メートル以上)を取れるよう工夫する等)
- ④各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること

【生徒・顧問・会場運営役員及び専門部】

- ⑤万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、当日の試合開始までに次のような対応を行う
 - ・**生徒**は、事前に保護者の承諾と、健康状況を別紙1にて顧問に提出する
 - ・**顧問**は、学校長の指示のもと、別紙2を作成し、当日の生徒及び自らの健康状況を把握した上で別紙2を、大会当日に受付等で会場運営役員及び専門部へ提出する
 - ・**会場運営役員及び専門部**は、参加役員一覧を作成し当日朝の時点で健康チェックを行う(別紙3) ※非接触型体温計等を活用
 - ・**会場運営役員及び専門部**は、生徒・顧問・役員の体調を書面により確認し、提出された書面や大会当日の時程、待機場所、運営の詳細等を、保存期間(少なくとも30日以上)を定め保存する
 - ・**顧問**は、大会当日の時程、出席生徒の行動記録等を、保存期間(少なくとも30日以上)を定めて保存する
- ※別紙1「生徒の健康状況チェックシート及び参加確認書」※参加校が保管
(生徒の健康状況を確認し保護者の承諾書を含めたもの)
- 別紙2「参加校状況報告書」※専門部が保管
(顧問名で参加する生徒と顧問等の状況を把握した報告書)
- 別紙3「大会役員健康状況チェックシート」※専門部が保管
(役員等の当日の健康状況を把握した一覧)

⑥新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応は別紙4参照のこと

- ⑦大会に参加する全ての者(生徒・顧問・役員等会場内に入る者)は、競技中以外はマスクを着用する
- ⑧更衣室等での三密は避けること
- ⑨食事や集団での移動の際の三密を避けること

(2) 大会申込時の申合せ事項

- ①生徒・顧問・役員等が次の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること
 - ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - イ 同居家族等に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - エ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ②マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等の競技を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用する)。

感染リスクが高まる「5つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることから、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用をすること
- ③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ④他の参加者や役員等との距離(できるだけ2m以上、競技の特殊性や施設などの事情で困難な場合も少なくとも1~2m)を確保すること
- ⑤大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと

- ⑥感染防止のために決めた措置を遵守し、指示に従うこと
- ⑦新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応 **別紙4参照**
- ⑧更衣室等での三密は避けること
- ⑨食事や集団での移動の際の三密は避けること

⑩原則無観客で開催すること

※保護者等学校関係者の入場を可とする場合は、各専門部において、感染状況や会場環境等の条件を考慮して十分な感染対策を施すとともに、参加者等への周知徹底を図ること

(3) 大会会場で準備すべき事項

①手洗い場所

- ア 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- イ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- ウ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのタオルを各自用意させること
- エ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること

②更衣室、休憩・待機スペース ※更衣室等での三密は避ける

更衣室（シャワー室を含む）、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。また、感染リスクが高まる「5つの場面」の1つとして「居場所の切り替わり」が挙げられ、更衣室や休憩スペース等では環境の変化により感染リスクが高まることがあるとされている。

- ア 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること
- イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること
- ウ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
- エ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
- オ 入退室の前後での手洗いを促すこと

③洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。

- ア トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
- イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- ウ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- エ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- オ 手洗い後に手を拭くためのタオルを各自用意させること

④飲食 ※食事の際の三密は避ける

- ア 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- イ 飲食場所は広さにはゆとりを持たせ、他の者と密になることを避けること
- ウ 大会中の飲食は必要最低限にとどめ、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- エ 向かい合って着席しないように座席を配置すること
- オ 生徒の飲食は、参加校の責任において喫食させ、ゴミはすべて持ち帰らせること
- カ 飲料のペットボトル等の共用は厳に慎むこと

⑤会場

- ア 大会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと

- イ 換気設備を適切に運転すること
- ウ 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
- エ 原則無観客で実施すること ※（２）⑩参照のこと
- オ 怪我人の処置室とは別に体調不良者用の待機場所を設置すること

⑥ゴミの廃棄

- ア 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用すること
- イ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること、ゴミはすべて持ち帰らせること

（４）大会当日の受付時の留意事項

- ①受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- ②発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる）
- ③人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン、フェイスシールドなどで遮蔽すること
- ④受付を行うスタッフには、マスクを着用させること

（５）大会参加者への対応

①体調の確認

顧問から生徒と顧問等について次の事項を記載した書面の提出を求めること

- ア 生徒と顧問等については、学校長の指示のもと、大会参加２週間前から各学校で健康チェック等に活用している「健康観察票」等と生徒の健康状況チェックシート及び参加確認書（別紙１）で健康状況を把握し、大会当日に受け付け等で非接触型体温計等を活用し健康状況を報告すること（別紙２）
また、大会当日の日程、出席生徒の行動記録や住所、連絡先（電話番号）については、各校で把握し、感染が判明した時点で速やかに連絡できる体制を整えておくこと
- イ 大会当日の非接触型体温計等を活用した体温確認（受付時の三密を回避するため自宅での検温も可とする）
- ウ 大会前２週間における次の事項の有無（次の症状が数日間継続した時は、医療機関を受診すること）
 - ・平熱を超える発熱（おおむね 37.5 度以上）
 - ・咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ・だるさ・疲れやすい（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・嗅覚や味覚の異常
- エ 同居家族等に感染が疑われる方がいる場合
- オ 過去 14 日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- カ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

②マスク等の準備

- ア 参加者がマスクを準備しているか確認すること
- イ 参加の受付、着替え、ミーティング、開会式、閉会式、表彰式等の運動を行っていない間については、マスクの着用を求めること

③大会参加前後の留意事項

- ア 大会の前後のミーティング等においても、三密を避けること

イ 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること

(6) 競技上の留意点

①十分な距離の確保

- ア 競技の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること
- イ 強度が高い競技の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- ウ 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすることがあること（感染予防の観点から、できるだけ2 m以上、少なくとも1～2 mの距離を空けることが適当である）

②運動中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

③タオルやペットボトル等の共用はしないこと

④飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと

⑤競技特性による感染防止については、各専門部の指示に従うこと

【『JTA公式テニストーナメント開催ガイドライン』より】

①十分な距離の確保

(ア)ポイント間（ポイントとポイントの間）は対戦相手、パートナーとの距離を2メートル以上確保すること。

(イ)試合の始めと終わりの挨拶は握手でない方法で行うこと。

(ウ)チェンジエンドの際も対戦相手、パートナーとの距離を2メートル以上確保すること。

②ラケットや自らの試合で使用するボールなどプレイに必要なもの以外にはコートサーフェスも含めできるだけ手で触れないこと。

③タオルの共用はしないこと。

④タオルは手が触れる面と顔に触れる面を使い分けること。

⑤プレイ中は手で顔にふれるのを避けること。

⑥ラケット・水筒をはじめとする用具をパートナーや対戦相手と共有しないこと。

⑦咳、くしゃみの際は腕で口を覆うこと。

⑧唾や痰をはくことは極力行わないこと。

(7) 生徒が遵守すべき事項

①次の事項に該当する場合は、顧問が責任をもって参加を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）

ア 試合当日の体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族等に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

エ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

②マスクを持参すること

（参加受付時、着替え時、ミーティング、開会式、閉会式、表彰式等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）

③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

④他の参加者、主催者スタッフ等との距離はマスクをしていても（できるだけ2 m以上、少なくとも1～2 m）を確保すること

⑤大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと

⑥感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと

- ⑦大会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ⑧大会の前後のミーティングにおいても、三密を避けること
- ⑨更衣室等での三密は避けること
- ⑩食事や集団での移動の際の三密は避けること

(8) 大会参加者の感染が判明した場合の対応

①大会前

- ア 当該部員、顧問、濃厚接触者と特定された者の出場は認めない
- イ 団体競技においては、参加申込後の生徒変更を認める
- ウ 個人競技においては、欠場とする

②大会期間中

- ア 大会中に発熱等の症状を訴える者を確認した場合は、当該生徒を安全に帰宅させる
- イ 安全に帰宅できるまでの間、会場にとどまるケースを想定し、他の者と接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行う

③大会後

- ア 感染者の所属する学校や行政機関の指示に従うこと
- イ 当該の専門部は、速やかに事故報告書を作成し、高体連事務局と感染者が参加した大会当日に会場内にいたすべての者に連絡をすること

(9) その他

- ①会場への移動等は各学校で責任をもって集団感染のリスク（三密の条件）を避けること
- ②今後、社会情勢が大きく変化し、通常 of 社会生活に戻るなどした場合の対応は、上記の限りではない
- ③(3)～(8)については、各専門部が競技特性に応じて、追加・加筆すること
- ④ガイドラインは県高体連事務局のホームページに掲載しています。必要に応じてダウンロードいただき、ご活用ください。

県高体連ホームページアドレス：<http://www.kanagawa-kotairen.gr.jp>

新型コロナウイルス感染症を罹患及び罹患の疑いがある場合の対応例

1 大会前の各学校における対応

学校に登校している生徒のみ参加可

【大会に参加する部活動の生徒が罹患した場合】

- ・**校長**は試合参加の辞退を専門委員長に連絡し、専門委員長は高体連事務局に報告する。

【大会に参加する部活動の生徒が濃厚接触者となった場合】

- ・**校長**は、保健所の指示により当該生徒等に対して「感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間程度の出席停止」の措置をとる。
- ・それ以外の指導者、部員で試合参加可。

【学校で罹患者が出た場合】

- ①対応が決定するまでの間の臨時休業中に大会が実施される場合、**校長**は試合参加の辞退を専門委員長に連絡し、専門委員長は高体連事務局に報告する。
 - ②臨時休業実施の規模及び期間が決定された場合、該当規模及び、期間に当てはまる生徒の出場はさせない。
- ※この基準は目安であり、各学校の基準や判断が優先される。

2 大会当日の各会場における対応

(発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合)

- ・**顧問**は当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅休養するよう指導する。
- ・**顧問**は会場運営役員及び専門部に報告するとともに、自校管理職へ報告し対応の指示を受ける。
- ・**会場運営役員及び専門部**は安全に帰宅できるまでの間、会場にとどまるケースを想定し、他の者と接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行う。
- ・**顧問及び管理職**は居住する自治体の定めにしたがって、「帰国者・接触者相談センター」や保健所等に相談するよう家庭に連絡し、経過について学校及び会場責任者に継続的に連絡させる。
- ・**会場運営役員及び専門部**は、専門委員長に報告し、専門委員長は高体連事務局に報告する。

3 生徒が大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

※各学校での対応

- ・**学校**は保健所の指示に基づき、当該生徒の情報収集、濃厚接触者の特定、他の生徒等及び教職員の健康状態を把握する。
- ・**会場運営役員及び専門部**は、保存している、大会当日の時程、待機場所、運営の詳細等を学校及び保健所に情報提供する。
- ・**顧問**は、保存している、大会当日の時程、出席生徒の行動記録等を学校及び保健所に情報提供する。
- ・**校長**は専門委員長へ連絡し、専門委員長は会場運営役員と状況確認をした後、高体連事務局に報告する。

4 濃厚接触者となった場合の対応

- ・濃厚接触者は「感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間程度の出席停止」の措置をとる。(※保健所の指示に従う)
⇒濃厚接触者は自宅待機とし、それ以外の指導者、部員で試合参加可。

※濃厚接触とは【参考／濃厚接触者は保健所が判断します】

<出典：厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）令和3年3月2日時点版>

新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。